

(3) 実質公債費比率	5.5%
--------------------	-------------

実質公債費比率は、早期健全化基準、財政再生基準のほかにも指標が18%以上になると、村債の発行に際して県知事の許可が必要となり、25%を超えると一部の村債の発行が制限されますが、本村の比率は、これを大きく下回っています。

(算式)

$$\frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100 \text{ の3ヶ年平均}$$

単年度の比率は、前年度より5.52ポイント(7.63%→2.11%)減少しました。急激に減少した原因は、利根東部衛生施設組合の起債償還が終了したため、村が負担している負担金の公債費分がなくなったためです。平成23年度あたりから地方債の元利償還金が増加しており、今後は徐々に増加傾向に転じていくと思われます。

(単位：千円)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
①地方債の元利償還金	333,644	320,796	326,611	350,527	283,985
②準元利償還金	273,439	250,070	213,408	193,316	82,629
減債基金積立金(満期一括償還金の償還準備部分)	146,844	146,847	124,820	124,823	23,008
公債費に準じる債務負担行為に関する支出	21,872	20,903	20,043	11,273	10,867
公営企業債の償還財源に充当した一般会計からの繰出金	104,723	82,320	68,545	57,220	48,754
観光事業	25,202	17,252	9,640	247	1,044
簡易水道事業	8,767	8,767	8,869	11,118	12,345
下水道事業	70,754	56,301	50,036	45,855	35,365
一時借入金の利子	0	0	0	0	0
③交付税に算入された元利償還金等	407,769	383,928	368,160	357,796	316,784
④元利償還金等の財源に充てられる特定財源	0	0	0	0	0
分子⑤ = (①+②) - (③+④)	199,314	186,938	171,859	186,047	49,830
⑥標準財政規模	2,840,655	2,777,265	2,825,436	2,796,482	2,677,059
⑦交付税に算入された元利償還金等(再掲)	407,769	383,928	368,160	357,796	316,784
分母⑧ = ⑥ - ⑦	2,432,886	2,393,337	2,457,276	2,438,686	2,360,275
単年度比率 ⑤/⑧	8.19%	7.81%	6.99%	7.63%	2.11%

平成26年度決算の比率(平成24~26年度の平均)	5.5%
平成25年度決算の比率(平成23~25年度の平均)	7.4%

平成25年度決算に基づく実質公債費比率 5.5% < 早期健全化基準 25.0% (分子590,068千円相当)